

12月9日付疾病管理庁報道資料（抜粋・仮訳）

（略）

5. 海外予防接種完了者の接種歴登録

□コロナ19 予防接種対応推進団（団長：チョン・ウンギョン庁長）は、「**韓国国外でコロナワクチンの予防接種を受けたものの、隔離免除書の発行を受けずに韓国に入国した外国人※が、韓国にて3次接種を受けられるよう、海外接種歴の登録を行う**」と発表した。

※（海外にて予防接種を完了した外国人のうち）隔離免除書の所持者に限り、海外接種歴の登録を認めてきた（2021年10月7日～）

○なお、在韓米軍※において予防接種を受けたが、退職等の所属先の変更により接種歴の登録が難しかった人も登録が可能である。

※（在韓米軍内の接種者）在韓米軍で接種歴登録後、予防接種確認書を発行

○**今回の措置で海外における1次・2次の接種歴を登録した外国人は、コロナワクチンの海外接種確認書(COOVを含む)が発行され、韓国における3次接種および防疫パスの適用が可能となる。**

－ 接種歴登録は WHO 承認ワクチン※についてのみ認められ、**隔離免除書未所持の外国人は3次接種を完了すると、韓国にて予防接種歴が登録され、再入国および感染者との濃厚接触の際に、隔離免除の適用も可能**である。

※ファイザー、ヤンセン、モデルナ、アストラゼネカ、コビーシールド(AZ インド血清研究所)、シノファーム(北京)、シノバック、コバクシン

○海外予防接種歴の登録を希望する外国人は、**身分証明書及び海外予防接種証明書を持参し、最寄りの保健所で接種歴を登録**することができる。

（略）

（了）

（原文 URL）

https://www.kdca.go.kr/board/board.es?mid=a20501010000&bid=0015&list_no=717880&cg_code=&act=view&nPage=1#